



福島労働局発表
平成31年4月26日

担
当

福島労働局労働基準部
健康安全課長 秋元 篤史
産業安全専門官 近藤 正道
電話024-536-4603 (直通)

— 平成30年における労働災害発生状況（確定） —

死亡者数は過去最少の13人

死傷者数は2,037人、震災発生以降で3番目の多さ

福島労働局（局長 岩瀬信也）では、管内における平成30年（1月～12月）の労働災害発生状況を取りまとめました。概要は以下のとおりです。

【死亡者数】

- 13人（対前年比7人減少）と、統計を開始した昭和23年以降で最少となった。
- 業種別では、建設業が7人（対前年比1人減少）と最も多く、全産業の半数以上を占めている。
- 事故の型別では、はさまれ・巻き込まれが4人（対前年比1人増加）、墜落・転落が3人（前年同数）、交通事故（道路）が3人（対前年比5人減少）の順となっている。

【休業4日以上之死傷者数（以下単に「死傷者数」という。）】

- 2,037人（対前年比198人（10.8%）増加）と、東日本大震災発生以降で3番目の多さとなった。
- 業種別では、第三次産業が891人（対前年比123人（16.0%）増加）と最も多く、全産業の4割以上を占めている。
- 事故の型別では、転倒が522人（対前年比85人（19.5%）増加）と最も多く、全体の4分の1以上を占めている。

※「第三次産業」とは、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業以外の業種のことをいい、表1では「上記以外の事業小計」を指します。

※「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象で、労働災害の類型を表します。

【福島労働局の取組（第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）に基づく対策の推進）】

- 13次防の重点業種である建設業、製造業、林業、道路貨物運送業、第三次産業（小売業等）における労働災害防止対策の徹底
- 13次防の重点事項の具体的取組にある転倒災害防止対策や交通労働災害防止対策等の業種横断的な労働災害防止対策の徹底

【添付資料】

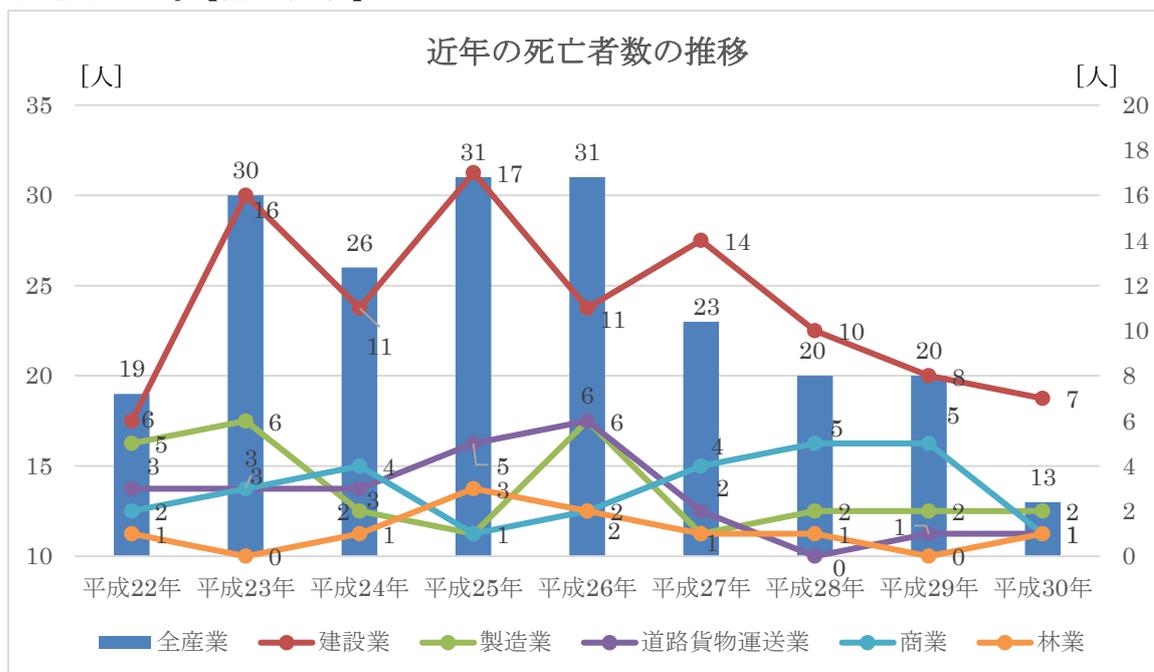
- 平成 30 年における労働災害発生状況 (P 3)
- 参考 (図 1、表 1～表 6) (P 7)
- 参考 (第 13 次労働災害防止計画) (P17)
- 参考 (守ってゼロサイカード) (P21)

平成 30 年における労働災害発生状況

1 労働災害による死亡災害発生状況

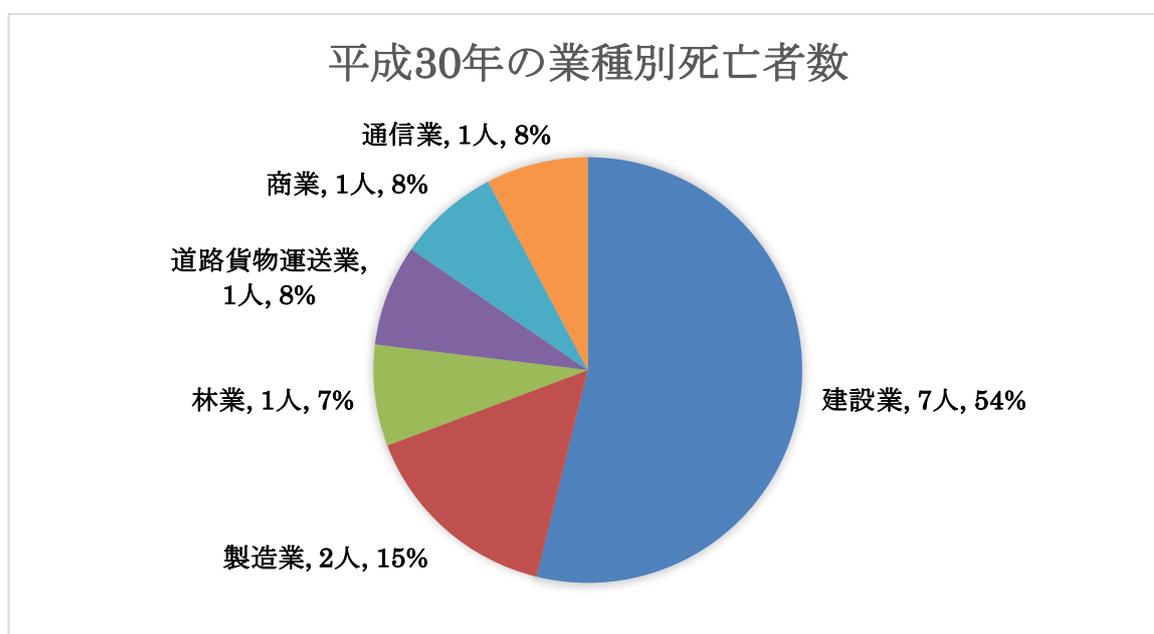
(1) 近年の死亡者数の推移

労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあり、平成 30 年の死亡者数は 13 人と、前年の 20 人を大きく下回り、統計を開始した昭和 23 年以降で最少となった。【図 1 参照】



(2) 平成 30 年の業種別死亡者数

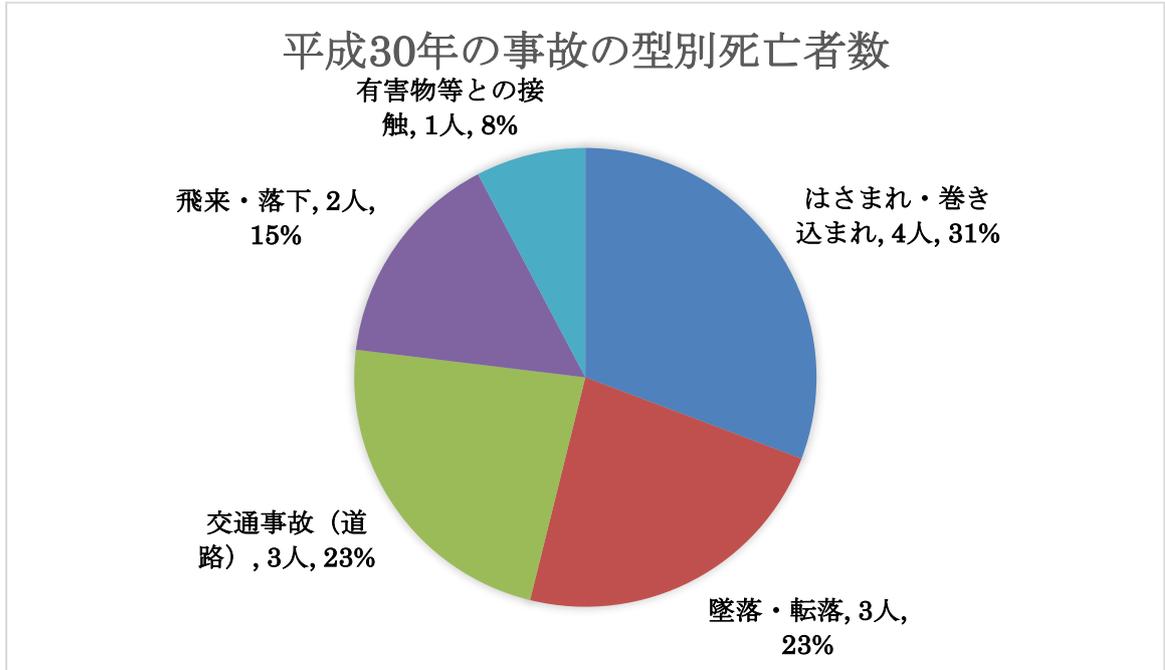
死亡者数を業種別にみると、建設業が 7 人（対前年比 1 人減少）と最も多く、全産業の半数以上を占めている。また、製造業が 2 人（前年同数）、林業が 1 人（対前年比 1 人増加）、道路貨物運送業が 1 人（前年同数）、商業が 1 人（対前年比 4 人減少）、通信業が 1 人（対前年比 1 人増加）となっている。【表 1、表 4、表 5 参照】



(3) 平成30年の事故の型別死亡者数

死亡者数を事故の型別にみると、はさまれ・巻き込まれが4人（対前年比1人増加）、墜落・転落が3人（前年同数）、交通事故（道路）が3人（対前年比5人減少）、飛来・落下が2人（対前年比1人増加）、有害物等との接触が1人（前年同数）となっている。【表4、表5参照】

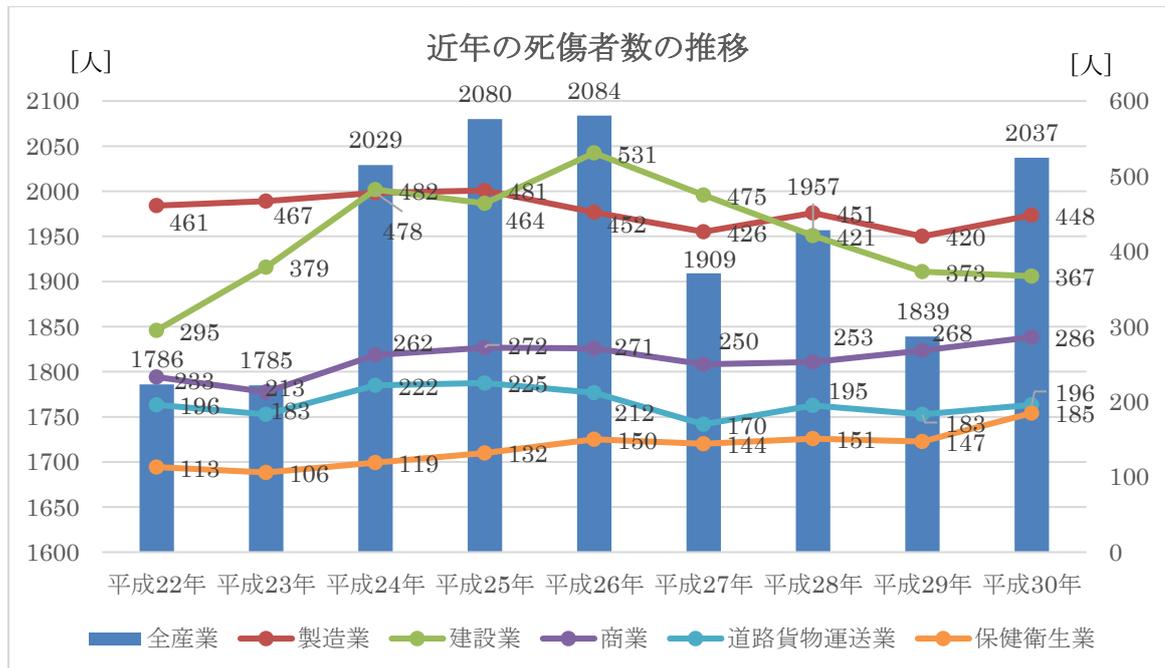
※「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象で、労働災害の類型を表します。



2 休業4日以上死傷災害発生状況

(1) 休業4日以上死傷者数（以下単に「死傷者数」という。）の推移

労働災害による死傷者数は、近年は2,000人前後で推移している。平成30年の死傷者数は2,037人と、前年の1,839人を100人以上上回り、東日本大震災発生以降で3番目の多さとなった。【図1参照】



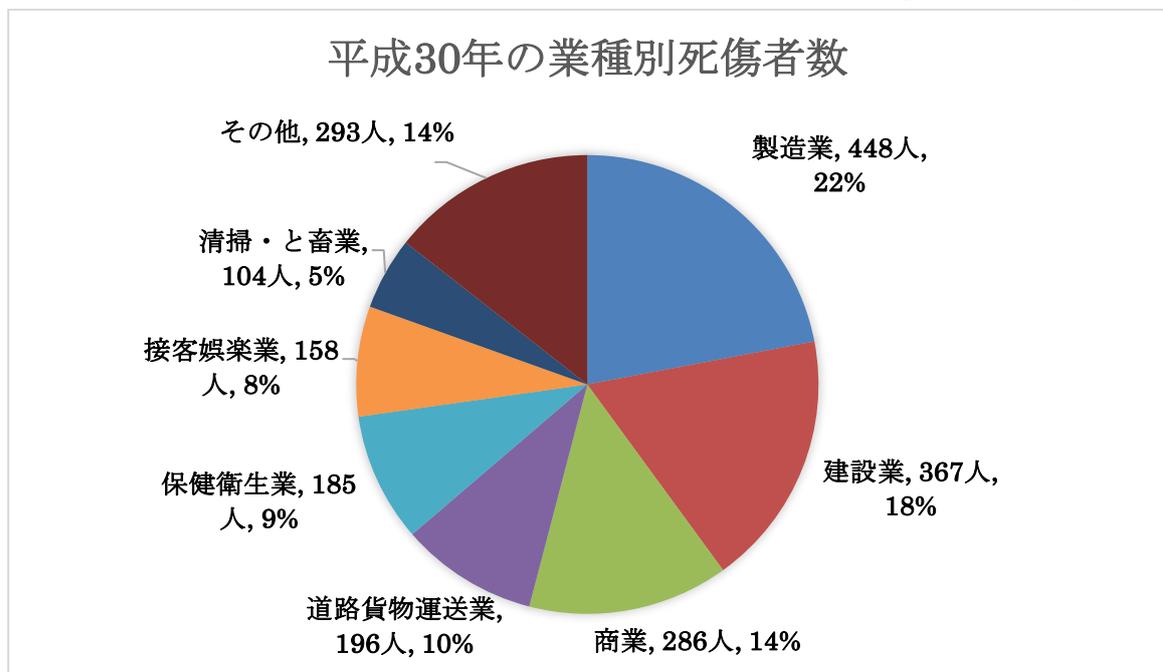
(2) 平成30年の業種別死傷者数

死傷者数を業種別にみると、第三次産業が891人（対前年比123人（16.0%）増加）と最も多く、全産業の4割以上を占めている。また、製造業が448人（対前年比28人（6.7%）増加）、建設業が367人（対前年比6人（1.6%）減少）、道路貨物運送業が196人（対前年比13人（7.1%）増加）となっている。【表1参照】

なお、第三次産業の中では、商業が286人（対前年比18人（6.7%）増加）、保健衛生業が185人（対前年比38人（25.9%）増加）、接客娯楽業が158人（対前年比33人（26.4%）増加）、清掃・と畜業が104人（対前年比14人（15.6%）増加）となっている。【表1参照】

また、東日本大震災の復旧・復興需要が大きくなった後、ピークアウトしたことも影響し、近年の建設業の死傷者数は平成26年をピークに減少しているが、東日本大震災発生前の平成22年と比べると、高い水準となっている。

※「第三次産業」とは、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業以外の業種のことをいい、表1では「上記以外の事業小計」を指します。



(3) 平成30年の事故の型別死傷者数

死傷者数を事故の型別にみると、転倒が522人（対前年比85人（19.5%）増加）と最も多く、全体の4分の1以上を占めている。また、墜落・転落が381人（対前年比57人（17.6%）増加）、はさまれ・巻き込まれが228人（対前年比11人（4.6%）減少）、動作の反動・無理な動作（腰痛等）が216人（対前年比13人（6.4%）増加）、交通事故（道路）が130人（対前年比8人（6.6%）増加）となっている。【表3参照】

平成30年の事故の型別死傷者数

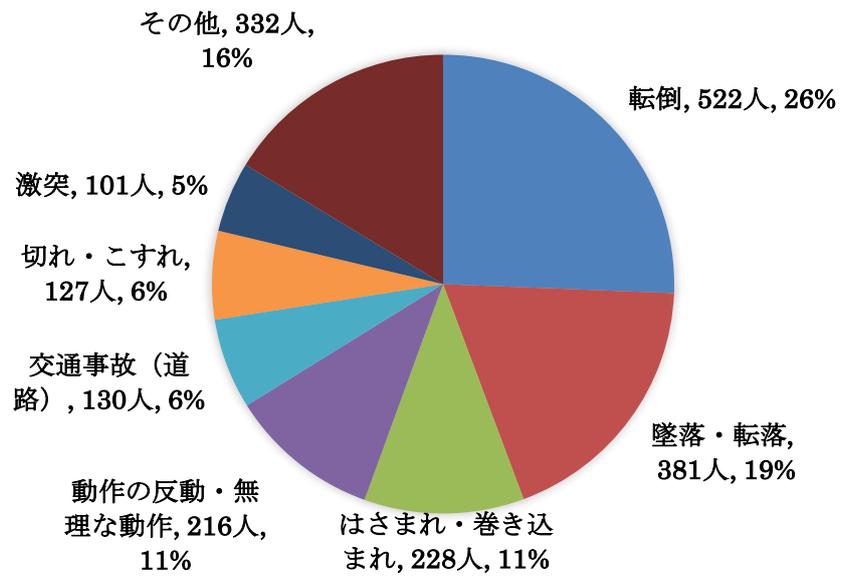


図1 福島県における労働災害発生の推移（平成元年～平成30年）

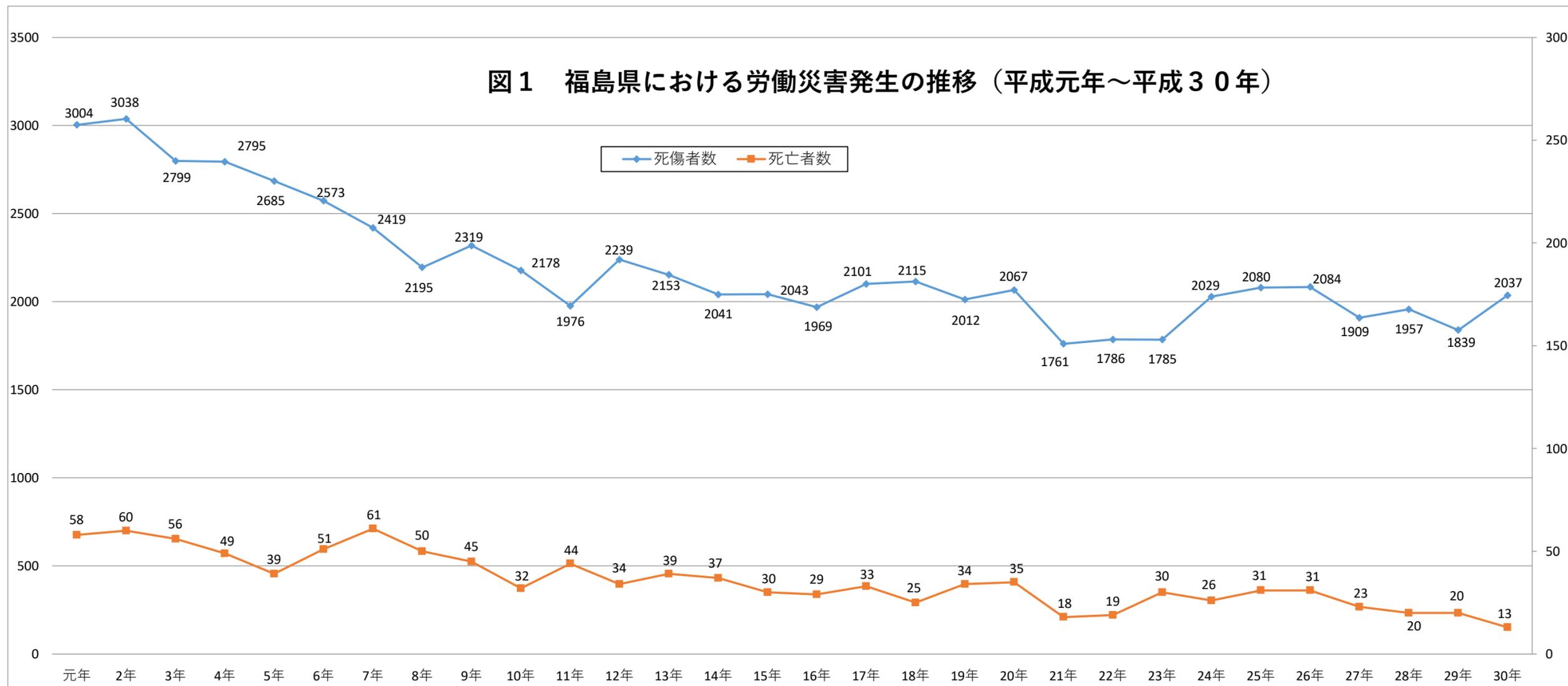


表1

平成30年労働災害発生状況（1月～12月）

【確定】
福島労働局

業種別	年別	平成30年		平成29年		対前年比	
		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率(%)
全業種合計		13	2037	20	1839	198	10.8
製造業小計		2	448	2	420	28	6.7
食料品製造業			111	1	108	3	2.8
繊維工業・繊維製品製造業			7		9	-2	-22.2
木材、木製品製造業			35		30	5	16.7
家具、装備品製造業			5		7	-2	-28.6
パルプ、紙、紙加工品製造業			7		9	-2	-22.2
印刷製本業		1	3		7	-4	-57.1
化学工業		1	47		44	3	6.8
窯業土石製品製造業			37		30	7	23.3
鉄鋼業			9		9	0	0
非鉄金属製造業			7		6	1	16.7
金属製品製造業			55		50	5	10
一般機械器具製造業			25		21	4	19
電気機械器具製造業			32		30	2	6.7
輸送用機械器具製造業			29		29	0	0
電気、ガス、水道業			1		4	-3	-75
その他の製造業			38	1	27	11	40.7
鉱業小計		0	13	2	9	4	44.4
土石採取業			11	2	9	2	22.2
その他の鉱業			2		0	2	
建設業小計		7	367	8	373	-6	-1.6
土木工事業			97	4	94	3	3.2
建築工事業		3	145	3	164	-19	-11.6
その他の建設業		4	125	1	115	10	8.7
運輸交通業小計		1	226	1	211	15	7.1
鉄道・道路旅客運送業			24		25	-1	-4
道路貨物運送業		1	196	1	183	13	7.1
上記以外の運輸交通業			6		3	3	100
貨物取扱業小計		0	14	1	11	3	27.3
陸上貨物取扱業			11		8	3	37.5
港湾荷役業			3	1	3	0	0
農林業		1	66		37	29	78.4
林業		1	38		25	13	52
畜産・水産業			12		10	2	20
上記以外の事業小計		2	891	6	768	123	16
商業		1	286	5	268	18	6.7
金融広告業			21		15	6	40
保健衛生業			185		147	38	25.9
接客娯楽業			158		125	33	26.4
清掃・と畜業			104		90	14	15.6
上記以外の事業		1	137	1	123	14	11.4

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。
「上記以外の事業」は、「第三次産業」ともいう。

表2

平成30年震災復旧・復興工事における災害発生状況(休業4日以上之死傷災害)(1月～12月)

【確定】

			福島	郡山	いわき	会津	白河	須賀川	喜多方	相馬	富岡	計	
震災復旧工事関係	平成29年	死亡者	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		死傷者	11	7	2	0	0	0	0	2	21	43	
	平成30年	死亡者	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		死傷者	5	10	0	0	0	0	0	1	17	33	

○ 事故の型別発生状況

事故の型	平成29年		平成30年	
	死傷者数	うち除染等作業での死傷者数	死傷者数	うち除染等作業での死傷者数
墜落、転落	5 (0)	3 (0)	6 (0)	3 (0)
転倒	6 (0)	2 (0)	9 (0)	6 (0)
激突	4 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
飛来、落下	2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)
崩壊、倒壊	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)
激突され	4 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)
はさまれ、巻き込ま	8 (1)	2 (0)	4 (1)	2 (1)
切れ、こすれ	3 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
高温・低温の物との	3 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)
踏み抜き	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
交通事故(道路)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
動作の反動、無理	3 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)
その他	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
合計	43 (1)	18 (0)	33 (1)	15 (1)

※()内は死亡者数で内数

○ 業種別発生件数

業種	死傷者数	
	平成29年	平成30年
土木工事業	5(1)	6(0)
建築工事業	2(0)	5(0)
その他の建設業	35(0)	20(1)
その他の業種	1(0)	2(0)
合計	43(1)	33(1)

()は死亡者数で内数

※除染工事はその他の建設業に分類
 ※死傷者数には工事のために移動中の交通事故による死傷者は含まない。

福島労働局労働基準部
 健康安全課

平成30年事故の型別起因物別労働災害発生状況（確定）

福島労働局

事故の 起因物	墜 落 ・ 転 落	転 倒	激 突	飛 来 ・ 落 下	崩 壊 ・ 倒 壊	激 突 さ れ	込 ま れ ま れ ・ 巻 き れ	は さ ま れ ・ 巻 き れ	切 れ ・ こ す れ	踏 み 抜 き	お ぼ れ	と 高 温 ・ 低 温 の 接 触	有 害 物 等 と の 接 触	感 電	爆 発	破 裂	火 災	路 交 通 事 故 （ 道 ）	他 交 通 事 故 （ そ の 他 ）	理 動 作 の 反 動 ・ 無 作 用	そ の 他	分 類 不 能	計	
動力機械	10	6	2	13	1	11	96	60	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	204	
原動機		1		1							1												3	
動力伝導機構						1	8																9	
木材加工用機械				4		1	8	35															48	
建設機械等	7	4		3		4	13													1			32	
金属加工用機械						2	17	9			1												29	
一般動力機械	2	1	2	5	1	2	49	16			2												80	
車両系木材伐出機械等	1					1	1																3	
物上げ装置、運搬機械	119	22	13	7	3	23	62	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	3	8	0	0	390	
動力クレーン等	6		2	3	2	5	19	1																38
動力運搬機	105	9	10	4	1	16	38	1										21	1	5			211	
乗物	8	13	1			2	5											107	2	3			141	
その他の装置	92	51	27	20	10	11	28	35	0		16	0	0	0	0	0	0	1	0	19	1	0	311	
圧力容器			1			1					1											1	4	
化学設備							1																1	
溶接装置	1						2				1												4	
炉・窯等			1																				1	
電気設備		4																					4	
人力機械工具等	2	13	9	8	2	4	13	23			1							1		5			81	
用具	86	18	9	11	7	2	5	9			10										7		164	
その他の装置・設備	3	16	7	1	1	4	7	3			3									7			52	
仮設物・構築物・建設物等	132	300	33	10	6	1	9	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	546	
仮設物・構築物・建設物等	132	300	33	10	6	1	9	4	6											45			546	
物質、材料	5	15	11	24	5	21	17	13	4	0	6	11	0	0	0	2	0	0	0	12	0	0	146	
危険物・有害物等											3	11				1							15	
材料	5	15	11	24	5	21	17	13	4		3				1					12			131	
荷	7	14	3	10	9	5	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0	0	126	
荷	7	14	3	10	9	5	11	2												65			126	
環境等	11	77	2	6	7	12	2	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	1	0	5	4	0	159	
環境等	11	77	2	6	7	12	2				32							1		5	4		159	
その他	5	37	10	2	0	6	3	11	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	61	11	5	155	
その他の起因物	3	22	7	2		5	2	10			3									29	9	1	93	
起因物なし	1	14	2			1	1			1										30	2		52	
分類不能	1	1	1					1												2		4	10	
計	381	522	101	92	41	90	228	127	10	1	61	11	0	0	0	2	130	3	216	16	5	2,037		

表4

平成30年死亡災害発生状況(1月～12月)

【確定】

(署別)

署	平成30年			平成29年同期			増減
	総数	内交通事故	内建設業	総数	内交通事故	内建設業	
福島	1		1	4	2		-3
郡山	3		2	4	3	1	-1
いわき	1	1	1	5	1	4	-4
会津	3	1		1		1	2
白河	1			1		1	0
須賀川	2		2				2
喜多方				1	1		-1
相馬	2	1	1	2			0
富岡				2	1	1	-2
合計	13	3	7	20	8	8	-7

(業種)

業種	平成30年	平成29年同期	増減
製造業	2	2	0
土石採取業		2	-2
建設業	7	8	-1
運輸交通業	1	1	0
道路貨物運送業	1	1	0
貨物取扱業		1	-1
林業	1		1
畜産・水産・農業			0
商業	1	5	-4
金融広告業			0
保健衛生業			0
接客娯楽業			0
清掃業			0
その他の事業	1	1	0
合計	13	20	-7

(事故の型別)

事故の型	30年	29年	増減
墜落・転落	3	3	0
転倒			0
激突			0
飛来・落下	2	1	1
崩壊・倒壊			0
激突され		2	-2
はさまれ・巻き込まれ	4	3	1
切れ・こすれ			0
有害物との接触	1	1	0
おぼれ		1	-1
爆発・破裂		1	-1
交通事故	3	8	-5
分類不能			0
その他			0
合計	13	20	-7

(起因物別)

起因物	30年	29年	増減
動力機械			0
木材加工用機械			0
建設機械等	1	2	-1
金属加工用機械			0
一般動力機械	1		1
車両系木材伐出機械等			0
動力クレーン等	2		2
動力運搬機	1	5	-4
乗物	3	4	-1
その他の装置	1	1	0
用具			0
仮設物、建築物、構築物等	2	3	-1
物質、材料	1	2	-1
荷			0
環境等	1	3	-2
分類不能			0
合計	13	20	-7

平成30年事故の型別業種別

業種	事故の型															合計
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	有害物との接触	おぼれ	爆発・破裂	交通事故	分類不能	その他		
製造業							1		1						2	
土石採取業															0	
建設業	3			1			2					1			7	
運輸交通業							1								1	
道路貨物運送業							1								1	
陸上貨物取扱業															0	
林業				1											1	
畜産・水産・農業															0	
その他												1			1	
金融広告業															0	
保健衛生業															0	
接客娯楽業															0	
清掃業															0	
その他の事業												1			1	
合計	3	0	0	2	0	0	4	0	1	0	0	3	0	0	13	

表5

平成30年全産業死亡災害概要（1月～12月）

【確定】

福島労働局

番号	発生日 管轄署 (発生場所)	業種 労働者数	被災者			事故の型 起因物	災害発生状況	備考 発注者
			性別	年齢	職種			
1	1月13日 会津 (南会津郡)	林業 6名	男	73	作業員	飛来、落下 立木等	山林においてカラマツの間伐作業をしていたところ、伐倒したカラマツが近くで枝払い作業していた被災者を直撃した。	
2	1月22日 須賀川 (須賀川市)	その他の建設 7名	男	47	運転者	墜落・転落 クレーン	クレーン機能付きドラグ・ショベルを別の作業現場へ移動するため、取替用バケットを吊りながら、所定の場所まで敷き鉄板で養生された農道（傾斜8度の下り勾配）を走行中、当該ドラグ・ショベルが積雪でスリップして逸走し、田圃に転落しかけたため、運転席から飛び降りたところ、当該ドラグ・ショベルが転落し、下敷きとなった。	県
3	2月28日 相馬 (南相馬市)	新聞販売業 17名	男	68	配達員	交通事故 (道路) 乗用車、バス、バイク	新聞配達のため軽ワゴン車で県道を走行中、対向車線にはみ出し、道路脇の立木に激突し、その弾みで車が走行車線の脇まで移動し停車した。路面が凍結していたため、タイヤがスリップしたものと思われる。	
4	3月31日 須賀川 (岩瀬郡)	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 2名	男	33	作業員	はさまれ・巻き込まれ その他の建設機械等	自動車整備工場の敷地内において、コンクリートポンプ車のホッパー内の清掃作業中、攪拌機に巻き込まれた。	民間

5	4月19日 郡山 (田村市)	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 29名	男	66	現場監督	墜落・転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	工場屋根修繕工事において、下請の板金工事業者の作業を確認するため、波板スレート屋根に上がり歩いていたところ、スレート屋根を踏み抜き、墜落したものとおもわれる。	民間
6	6月11日 会津 (耶麻郡)	通信業 313名	男	60	運転者	交通事故 (道路) 乗用車、バス、バイク	配達のため軽ワゴン車により県道を走行中、県道の右側にある電信柱に衝突した。	
7	8月10日 相馬 (南相馬市)	機械器具設置工事業 16名	男	58	電工	飛来・落下 人カクレーン等	工場内の電動機のメンテナンス作業において、天井梁部分からチェンブロック2基によりI形鋼を取り付け、そのI形鋼に取り付けられたギヤードトロリ(チェンブロック)により、電動機の冷却器をつり、I形鋼のレールを人力で移動していたところ、レール端で止まらず、その前方で作業をしていた被災者に落下し、下敷きとなった。	民間
8	9月27日 福島 (福島市)	建築工事設備工事 2名	男	54	屋根工	墜落・転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	屋根改修工事において、屋根上で屋根材を設置していたところ、足を滑らせ、足場の手すりより屋根の隙間からメッシュシートを破って、約6m下のアスファルト地面に墜落した。	民間
9	10月18日 郡山 (郡山市)	その他の建設 4名	男	44	運転者	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	汚染土壌の搬出作業において、4トントラックの荷台の横にいたトラック運転者が、旋回してきたクレーン機能付きドラグ・ショベルのカウンターウエイトとトラック荷台との間に胸部をはさまれた。	地方公(市)

10	10月23日 いわき (いわき市)	その他の建設業 5名	男	39	型枠大工	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	軽自動車で会社の借り上げアパートで作業員を乗せ、工事現場に向かうため、見通しのよい片側三車線の道路を走行中、対向車線から右折してきた大型タンクローリー車の左後方タイヤに激突した。	民間
11	10月28日 白河 (西白河郡)	印刷業 851名	男	22	印刷工	はさまれ・巻き込まれ 印刷用機械	食品包装用フィルムのコーティング機械のフィルム巻取機構部の定期点検作業を行っているとき、何らかの理由で機械が動き出し、巻取機ローラーに胸部をはさまれた。	
12	11月8日 会津 (会津若松市)	化学工業 34名	男	27	作業員	有害物等との接触 その他の危険物、有害物等	プラント2階の有害物が入ったタンクに粉体ポンプで活性炭の仕込み作業中、当該タンクのマンホールに上半身の入った被災者が意識不明で発見された。病院に収容され治療を受けていたが11月20日に死亡した。	
13	12月4日 郡山 (栃木県河内郡)	陸上貨物運送業 28名	男	69	運転者	はさまれ・巻き込まれ トラック	5トントラック(箱型、冷蔵・冷凍車)で配送先に到着した後、荷降ろしのためプラットフォームに後進で停車させ、下車してトラックの後ろの扉を開けたところ、トラックが後方に動き出し、トラックの後部とプラットフォームの間に挟まれた。	

表6

平成30年労働災害発生状況署別対比表(1月～12月)

【確定】
福島労働局

業種	年	局		福島署		郡山署		いわき署		会津署		白河署		須賀川署		喜多方署		相馬署		富岡署	
		死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数	死亡	死傷数
全産業	29年	20	1839	4	415	4	388	5	339	1	203	1	171	0	101	1	56	2	113	2	53
	30年	13	2037	1	429	3	457	1	391	3	236	1	150	2	134	0	60	2	130	0	50
	増減率	-35.0	10.8		3.4		17.8		15.3		16.3		-12.3		32.7		7.1		15.0		-5.7
製造業	29年	2	420	1	95	1	70		87		26		65		34		18		22		3
	30年	2	448		76		102		101	1	43	1	48		36		19		23		0
	増減率	0	6.7																		
食料品製造業	29年	1	108	1	36		24		24		4		7		4		5		4		0
	30年	0	111		23		30		22		17		9		4		4		2		0
	増減率	-100	2.8																		
鉱業 (土石採取業を含む)	29年	2	9		1		0	1	3		4		0		0		0		0	1	1
	30年	0	13		4		2		1		0		4		0		0		1		1
	増減率	-100	44																		
建設業	29年	8	373	1	90	1	61	3	56	1	47	1	24		9		11		36	1	39
	30年	7	367	1	79	2	61	1	56		46		19	2	25		8	1	35		38
	増減率	-13	-1.6																		
運輸交通業	29年	1	211		44	1	69		35		18		13		18		1		11		2
	30年	1	226		45	1	63		47		18		19		17		1		12		4
	増減率	0	7.1																		
道路貨物運送業	29年	1	183		33	1	64		32		10		13		18		1		10		2
	30年	1	196		42	1	55		44		8		18		16		0		12		1
	増減率	0	7.1																		
貨物取扱業	29年	1	11		2		5		2		0		0		1		0	1	1		0
	30年	0	14		1		7		4		1		0		0		0	1	1		0
	増減率	-100	27.3																		
農林・畜産・水産業	29年	0	47		10		7		4		10		6		4		1		4		1
	30年	1	78		13		12		8	1	15		8		8		3		11		0
	増減率		66.0																		
林業	29年	0	25		3		3		2		8		3		2		1		2		1
	30年	1	38		1		7		5	1	10		3		3		2		7		0
	増減率		52.0																		
その他の事業	29年	6	768	2	173	1	176	1	152		98		63		35	1	25	1	39		7
	30年	2	891		211		210		174	1	113		52		48		29	1	47		7
	増減率	-67	16.0																		
小売業	29年	3	203	1	41		54	1	31		25		19		12	1	9		12		0
	30年	1	219		51		50		47		24		11		15		9	1	11		1
	増減率	-67	7.9																		
社会福祉施設	29年	0	107		25		22		27		11		7		5		3		7		0
	30年	0	135		36		24		24		18		11		9		5		7		1
	増減率		26.2																		
飲食店	29年	0	58		10		18		9		7		8		3		2		1		0
	30年	0	59		14		15		11		9		6		0		1		3		0
	増減率		1.7																		

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。



福島労働局 第13次労働災害防止計画 (2018年4月1日～2023年3月31日)



©2015 ゼロサイくん

現状と計画のねらい

福島県内の労働災害発生状況(2017年)

・ 死亡者：20人 ・ 死傷者(休業4日以上)：1,839人

- 働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていく必要がある。
- 就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保や、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。
- 原発事故からの復興工事に伴う労働者の放射性物質による健康障害防止対策、健康確保対策、安全対策の推進が重要である。

計画の目標

基本目標：① 死亡者数を**15%以上減少**

② 死傷者数(休業4日以上)を**5%以上減少**

個別目標：③ 建設業の死亡者数を**15%以上減少**

製造業及び林業の死亡者数(5年間の総数)を**15%以上減少**

④ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

⑤ 東京電力福島第一原子力発電所並びに特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生確保対策の徹底を図る

⑥ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を高める

⑦ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を高める

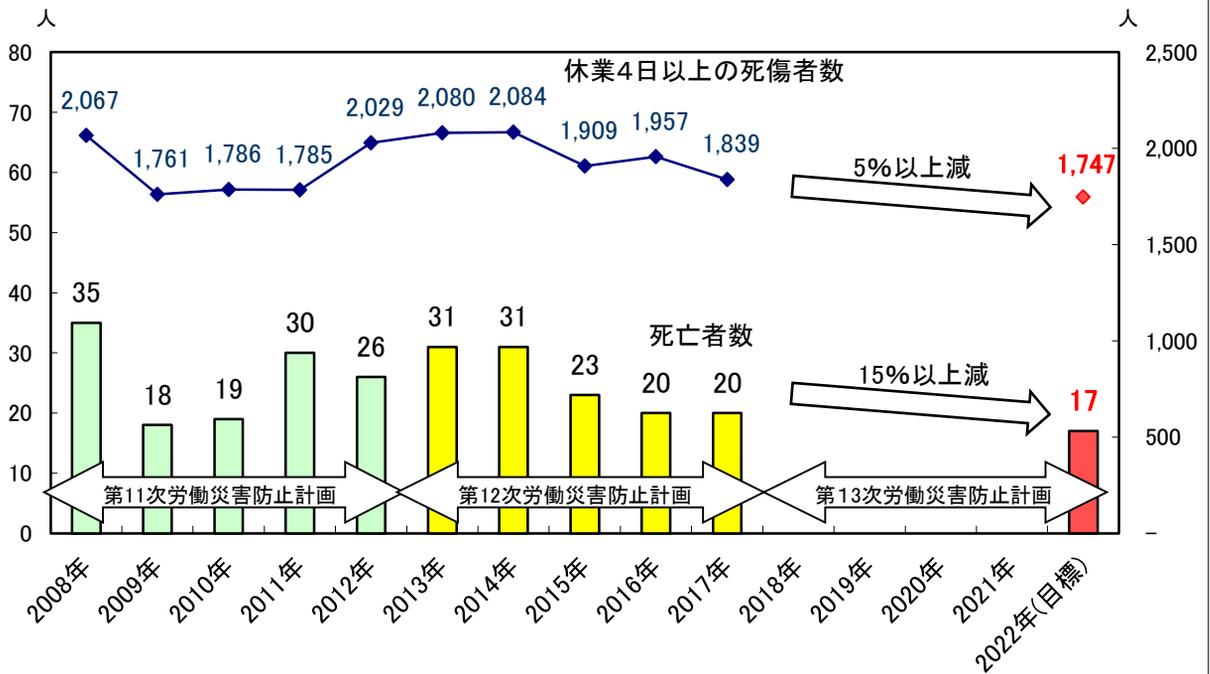
⑧ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を高める

⑨ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システムによる分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシートの交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を高める

⑩ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

⑪ 職場での熱中症による死亡者数(5年間の総数)を**5%以上減少**

福島県における労働災害発生状況と第13次労働災害防止計画の目標



計画の重点事項

- (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進
- (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

【参考】安全衛生関係の主な啓発週間・月間

- 4月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン準備期間
- 5月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間(～9月)
- 6月 全国安全週間準備期間、STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間
- 7月 全国安全週間(1日～7日)、STOP！熱中症クールワークキャンペーン重点取組期間
- 9月 全国労働衛生週間準備期間、職場の健康診断実施強化月間
- 10月 全国労働衛生週間(1日～7日)
- 11月 過労死等防止啓発月間
- 12月 STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間(～2月)

重点事項の具体的取組

(1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進

- 東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業において、作業の時間管理、1Fガイドラインに基づく放射線防護措置等の作業計画を作成させ、計画に基づく作業を実施させるなど、作業員の被ばく低減対策等を実施させる。
また、新規入場者に対しては必要な安全衛生教育、放射線教育を必ず実施させ不安全行動の撲滅に取り組ませるなど、作業の安全衛生対策を実施させる。
さらに、原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度を活用するなど、緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理対策等について周知を行い、所属事業者による健康管理対策を実施させる。
- 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務について、新規入場者教育、除染等作業等に係る特別教育、健康診断実施と結果に基づく事後措置の実施等の健康障害防止対策を実施させる。
また、墜落・転落災害の防止、建設機械との接触事故防止、家屋の解体作業時の労働災害防止等の対策に取り組ませる。

(2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業について、墜落・転落災害防止のため、足場の確実な設置、手すり先行工法、フルハーネス型等の墜落防止用保護具の推奨を推進するとともに、はしご等で多く墜落災害が発生していることから、その使用方法に関して指導する。また、解体工事現場における安全対策を指導する。
- 製造業について、製造機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策として機械の本質安全化を推進するとともに、作業標準の点検及び作業者に対する安全教育の取組を指導する。また、災害発生事業場に対し、原因の究明と再発防止措置の徹底を指導する。
- 林業について、今後改正が見込まれている伐木作業に係る労働安全衛生規則の改正内容及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等を図る。

(3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置の推進について指導する。
- 「『過労死ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策」を推進する。
- 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう指導する。
- 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置を指導する。
- ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- パワーハラスメントの防止について、リーフレット等を活用して周知する。
- 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施するよう指導する。

(4)就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)について、安全衛生に対する意識を高めるとともに、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
- 陸上貨物運送事業について、荷役作業における安全ガイドライン等の周知・普及に取り組むとともに、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- 福島局版転倒災害防止対策「転ばないでね！」に基づき、チェックリストを用いた職場の総点検・その結果に基づく対策を実施するよう呼びかける。
- 介護労働者の腰痛予防について、身体負担軽減を図る動作補助装置等の導入の推奨を行う。
- 日本工業規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、WBGT値の測定とその結果に基づき、必要な措置がとられるよう指導する。
- 交通労働災害防止対策を呼びかける。
- 派遣労働者を対象とした安全衛生教育の実施について指導する。
- 外国人労働者を対象とした安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の徹底を図る。
- 障害者である労働者の労働災害防止について指導する。

(5)疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- 労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の活用を促進すること等により、治療と職業生活の両立に係る相談支援体制を支援する。

(6)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。
- 化学物質リスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための指導を行う。
- 雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにする他、保護具の正しい着用方法等、教育の必要性について指導する。
- 必要な石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策の必要性について指導する。
- 個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存する必要性について指導する。
- 健康管理手帳制度の周知を行う。
- 事業場等の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。
- 第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん健康障害防止の自主的取組を推進する。

(7)企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨する。
- 労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動を促進する。
- 労働災害防止団体が行っている支援策の活用を促進する。
- 登録検査機関・登録教習機関等に対する監査を実施して指導するとともに、意図的に違法な行為を行う悪質な事業者を摘発した場合は、処分基準に照らし、適切に処分を行う。

(8)安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 第三次産業の業界団体に対し、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等の設置を働きかける。

守ってゼロサイカード

福島労働局では、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害の半数を占める転倒災害等を防止する上で労働者が最低限守ることを示した「守ってゼロサイカード」を作成しました。

名刺印刷用の用紙に印刷するなどして、是非ご活用ください。

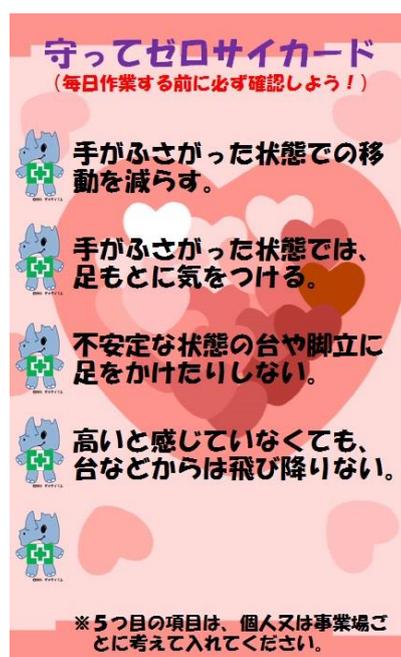
なお、当該カードの5つ目の項目については、自ら入力できるようになっています。

(福島労働局ホームページ掲載場所)

「職場の安全・衛生」→「守ってゼロサイカード」の活用についてお願い」

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/ansei_kenko_kanri_00001.html

(表面)



(裏面)

